

日野町立小・中学校 保護者の皆様

日野町教育委員会
教育長 今宿 綾子

小・中学校における教育活動の再開について（お知らせ）

平素は、町立小・中学校の教育活動に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、この度の新型コロナウイルス感染症防止に対する長期にわたる臨時休校にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この感染症については、今後も持続的な対策を行いながら、一人ひとりが長期間にわたり新たな生活様式を意識して過ごし、社会全体で防疫のために協調していく必要があります。そのうえで、子どもの健やかな学びを保障するということとの両立を図るためには、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、段階的に実施可能な教育活動を開始していかなくてはなりません。

つきましては、県内や生活圏域での感染状況が落ち着いてきた動向を踏まえ、本町においても下記のとおり教育活動を再開します。皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 学校再開の日時等について

- 6月1日（月）から再開します。（全員登校を基本とします）
- 学校給食も6月1日（月）から再開します。
- 小学生の臨時預かりは、5月29日（金）をもって終了します。
- 6月5日（金）までの1週間は、小・中学校とも給食終了後下校することを基本とします。休み時間や掃除の扱いなどは、各校の判断により柔軟に対応します。
- 6月8日（月）からは、平常の日課表を基本として、完全な形で授業を実施します。ただし、各校の判断により、小学1年生の下校時刻、卒業学年である小学6年生と中学3年生の授業進度については、特に配慮します。

2 学校再開後における感染症対策について

（1）基本的な感染症対策

ア 感染源を断つこと

- ・家庭での毎日の検温と風邪症状の確認をお願いします。
- ・学校で発熱等が確認された場合は早退をすることになりますので、すぐに連絡が取れる体制を整えてください。

イ 感染経路を断つこと

- ・登下校時、給食の前後、屋外から教室に入るとき、トイレの後などの手洗いの指導を徹底します。
- ・マスクの着用と咳エチケットの指導を行います。（家庭でのご指導もお願いします）
- ・多くの児童生徒が手を触れる箇所の消毒を行います。

ウ 抵抗力を高める

- ・十分な睡眠とバランスの取れた食事に心がけてください。
- ・学校では、可能な範囲で適度な運動の機会を設けていきます。

(2) 基本的な集団感染のリスク対応

- ・ 3密を避けるように徹底します。
- ・ 換気を徹底します。
- ・ 近距離での会話をなるべく避け、マスクを着用します。

(3) 当分の間の授業方法等について

- ・ 前を向いての授業スタイルとします。
- ・ 教職員も児童生徒もマスクを着用して授業を実施します。
- ・ 感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動は行いません。
例えば、
 - ①狭い空間での歌唱指導やリコーダー奏など（音楽科）
 - ②調理などの実習（家庭科）
 - ③密集したり近距離で組み合ったり接触したりする運動（体育科）
 - ④長時間にわたって密集することになる集会などの活動
- ・ 校医検診や心電図検査等が未実施のため、体育学習、部活動などは特に慎重に実施することとし、過度な運動とならないように配慮します。

(4) 学校行事の見直しについて

- ・ 運動会・体育祭は規模を縮小することとし、具体的な内容や方法は今後検討します。
- ・ 水泳の授業は中止します。
- ・ 中学校チャレンジウィーク（職場体験学習）は中止します。
- ・ 学習参観や講演会等については、当分の間実施しません。
- ・ 5年生のフローティングスクールは、全県的に9月以降に1日日程で実施されます。
- ・ バスで出かける社会見学旅行については、行先や時期の見直しも視野に入れながら、検討します。
- ・ 修学旅行は、今のところ各校とも秋以降に実施する計画です。

(5) 中学校の部活動について

- ・ 長く続いた休校による生活リズムの崩れ、学習に対する不安など、生徒の心のケアに対応するため、最初の1週間は、午後の時間を利用して一人ひとりへの教育相談を行います。
- ・ そのため、部活動の再開は、6月8日（月）とします。
- ・ 活動再開後も、当分の間、平日の校内に限定した活動とします。（土・日・祝日は実施しません）
- ・ 対外試合等も、当分の間、実施しません。
- ・ 接触を伴う競技については、感染拡大防止に十分注意して慎重に実施します。（例えば、剣道、バスケットボールなど）
- ・ 生徒の参加は強制しません。

3 学習保障について

(1) 授業時数の確保について

臨時休校中に欠けた授業時数を長期休業の短縮等により確保します。

ア 長期休業期間の短縮

①夏季休業期間の短縮

○夏季休業日を、8月8日（土）～8月23日（日）とします。

- ・ 1学期終業式 8月7日（金） 2学期始業式 8月24日（月）

※熱中症が危惧される時期であることから、こまめな水分補給や室温管理の適正化に努めます。

②冬季休業期間の短縮

○冬季休業日を、12月26日（土）～1月5日（火）とします。

・2学期終業式 12月25日（金） 3学期始業式 1月6日（水）

※当初の年間計画より、夏休み中に15日間、冬休み中に3日間、新たに授業日を設けることで、計18日間を確保します。

※土曜授業の実施については、現在のところ考えていません。

イ 学校行事の見直し等で生じた時間の活用

- ・校内音楽会や合唱コンクール等の中止、運動会や体育祭等の準備や指導にかかる時間の削減により生じた時間を生かして、丁寧な学習指導を行います。

(2) 学習保障等における配慮事項

ア 実施可能な方法や内容での学習補充

- ・朝の会、帰りの会、朝学習の時間等を効果的に活用します。
- ・必要に応じて7時間授業や放課後の補習等の実施も検討します。（中学校の場合）

イ 卒業学年（小学6年生・中学3年生）への配慮

- ・卒業までに、当該学年の学習内容を終わることができるようにします。
- ・特に、中学3年生は、高等学校受検に不利とならないように学習の機会を確保します。

ウ 学習計画の再構築と効率化など

- ・限られた授業時数の中で、学年ごとの積み上げが求められる教科の指導に特に力を入れます。また、それぞれの教科の重点を明確にして軽重を付けて指導を行ったり、他の単元と組み合わせるなど効率よく指導できる対策を講じます。
- ・教科指導のみに偏らないように配慮し、児童生徒に過度な負担を強いることなく、生きる力を育む教育の実現を図っていきます。

エ 個別の課題への配慮

- ・学校に登校しづらい児童生徒、外国人児童生徒などについて、個に応じた適切な指導を行うよう配慮します。
- ・一方的な詰め込みの教育にならないように配慮していきます。
- ・基礎疾患等で健康面に不安のある児童生徒の保護者、感染が心配で登校させたくない保護者の方とは、十分に話し合いを持ち、保護者の判断で登校を見合わせた場合も「欠席」と扱わないこととします。そのうえで、学校での学習内容を伝えたり課題のやり取りを行ったりして学習の機会を保障します。

オ 感染症に関する指導について

- ・児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染防止策について、発達段階に応じた指導を行い、自ら判断して感染を避ける行動がとれるように指導していきます。
- ・感染症対策を徹底しつつも、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、医療・保健関係機関や専門家と連携した保健衛生体制を築いていきます。
- ・児童生徒や家族等に感染者が発生した際には、感染拡大防止の必要上、当該児童生徒が明らかになることも考えられますが、その場合においても、当該児童生徒が差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮と注意を行います。また、そのための人権に関わる教育も行います。